改　正　後	改　正　前
（連結納税に関する申請書等の様式の制定について　22）	（新　設）

改正後

（連結納税に関する申請書等の様式の制定について　22）

連結所得に対する法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（正説明）

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））または当税務署へ納付してください。
2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
3　延滞税の額の計算方法(国税通則法第 60 条、第 61 条、第 118 条及び第 119 条)

納付すべき本税の額 (注)1	×	延滞税の割合 7．３％（注)2 （納期限の翌日から２月を経過した日以降は14．6%）	×	期間（日数）(注)3 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額 (注)4

365（分母）

(注)1　本税の額が 10,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
2　平成 12 年 1 月 1 日以降の延滞税の割合は、年単位（１／１～12／31）で適用することとなります。
具体的には次のとおりです。
・　納期限の翌日から 2 月を経過する日まで･･･年「7.3%」と「前年の 11 月 30 日の公定歩合＋4%」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から 2 月を経過した日以降･･･年「14.6%」
3　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数)」に特例が設けられていますから御注意ください。
①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れまたは還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第 61 条）
②　欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第 25 条第 1 号）
③　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第 25 条第 3 号)
4　延滞税の額が 1,000 円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　さきに、法人税法第 81 条の 23 又は同法第 81 条の 24 の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
5　この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。
6　内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改正前

（新　設）